

ガソリン携行缶の 消防法が 改正されました



(適合容器の例)

ガソリンの携行缶は金属製と限定されていましたが、令和6年3月1日から一部のプラスチック製容器については運搬容器として認められることとなりました。

消防庁次長通知 消防危第249号（令和5年9月19日）告示第68条の4関係

新たに認められるプラスチック製容器

- ① 容器にUNマークと容器記号 3H1 が記されていること
- ② 容量が10リットル以内であること
- ③ 当該容器は製造日から5年以内のもの



UNマーク

表示の例



製造年西暦下2桁